

知的財産戦略本部
権利保護基盤の強化に関する専門調査会
参考人陳述書 2005年4月14日（木）
馬場錬成（東京理科大学知財専門職大学院教授、科学ジャーナリスト）

1. 審査請求制度を廃止する。

廃止する過程で当面、第3者でも早期審査請求を行うことができるように特許庁の運用を改善する。

昭和47年の改正によって審査請求制度が発足し、審査請求年を7年としたが、7年という期間に何か根拠があるわけではなく、ドイツが7年だったのでそれに倣っただけである。3年に短縮した際も、特に合理的な理由があったわけではない「ま、こんなところだろう」（当時の特許庁幹部のコメント）という甚だあいまいな判断で決まった。

そもそも権利を確定しないまま3年も放置されているのは、権利の乱用につながりかねない。大企業は、自社の特許権権利の確定を遅らせることによって、結果的に中小・ベンチャー企業の起業を妨害していることがある。

権利範囲が不明確であると、中小・ベンチャー企業はリスクが大きくて起業ができない。融資でも大企業の権利化後という条件がつくことがあり、中小・ベンチャー企業は身動きが取れない。

しかし、審査制度をいきなり廃止するのは、審査の現行状況を見ると現実的ではないので当面は、権利の有無を早期に確定させるために誰でも早期審査請求ができる制度にするべきだ。早期審査請求制度は、法改正は不要であり特許庁の運用改正で実現できる。

2. 特許審査の迅速化の達成数値目標を作成する。また無審査制度の導入の検討も開始する。

現在、特許庁で特許審査迅速化法を成立させ、審査の迅速化に取り組んでいるが達成数値目標が明示されていない。これでは今後、必要な対策を検討したり講じることは困難である。

特許庁の検索システムの国民への開放、弁理士、弁護士などの代理人やプロの検索機関の成長が十分となれば、無審査制度も可能となる。事後紛争社会を踏まえ、特許審査の無審査制度の導入のステップの検討を開始すべきである。待ち時間を短く、費用を小さくして、トータルコストを下げるこの施策は、中小・ベンチャー企業にとってメリットが高いものとなる。

3. 訴訟当事者を一覧によってインターネットで公開してほしい。
特許庁にあっては「無効審判の請求人と被請求人」を、裁判所にあっては「知的財産侵害訴訟及び無効審判不服裁判の原告と被告」（法人）の一覧公開である。

現在、中小・ベンチャー企業をつぶす悪質な方法として、大企業が無効審判や知的財産訴訟を乱用する方法が行われている。

たとえば、A社は従業員数名の化学系のベンチャー企業である。大企業から2回の知的財産訴訟、4回の無効審判などを起こされ、訴訟費用だけで数億円を費やした。最高裁で勝訴し4億円強の損害賠償を得たが、未だに大企業から無効審判が請求され続けている。A社側は次のように訴えている。

A社は、侵害訴訟で大企業に勝訴して最高裁判決で4億円余の損害賠償金を得たが、その後もその大企業は、無効審判・訴訟を続けており終わりが無い。

現行制度では、特許権の細かい瑕疵を巡り、無効審判請求が延々と繰り返され、権利消滅後も起こされる心配がある。つまり無効審判・訴訟はエンドレスで起される。提訴されると弁護士費用などがかかり、大変な負担になっている。

万一、こうした「嫌がらせ提訴」で負けるようなことがあると、先に最高裁勝訴で得た4億円余の賠償金に、年利5%の利息を付けて返納しなければならないので使うこともできない。

このような馬鹿げた実態を改善するひとつの方策を提案したい。

無効審判情報はIPDL（電子図書館）で公開されており、特許庁の登録原簿には知的財産訴訟の事実が全て記載されており閲覧可能である。しかし一覧表として、インターネットなどで確認することができない。

一方、裁判所については、法廷の公開情報さえインターネットで公開されていない。米国の知財裁判所（CAFC）では、インターネットの利用によって訴訟の状況を調べることができる。

大企業が中小・ベンチャー企業の技術を尊重する社会に生まれ変わるには、無効審判、知的財産侵害訴訟、無効審判不服裁判などの訴訟情報を、もっと公開することが必要である。大企業の中には、知財部長の判断だけで中小・ベンチャー企業いじめをしている企業があり、経営者がその実態を知らないことがある。大企業の株主にとっても、訴訟費用の垂れ流しは問題である。

これらに対処するには、世間やマスコミの目という監視機構が必要だ。これがないと大企業を変革することはできない。

4. IPDL の機能は不十分である。特許庁の検索システムを公開する。

特許庁の審査負担を軽くするには、特許庁と同じ「検索システム」（出願検索、Fターム、ワード検索などの総称）を国民に公開することが必要である。

特許情報の偏在が、発明誕生の阻害や遅延要因となっているだけでなく、特許庁の審査の非効率化につながっている。これを改善するには、特許庁の検索システムを公開して出願人が検索利用者となり、出願前、審査請求前の自己調査に任せるのが効率的である。特許庁検索システムを公開しないのは、すべての情報を特許庁審査官が握っていることに意味を持っているかのような錯覚を起こさせる。これでは「依らしむべし、知らしむべからず」という医学界の悪弊と同じである。

特許庁が持っている検索システムを下図の四角の全体とすると、公開している IPDL は左肩の黒い部分程度である。



特許庁の検索システムは特別会計制度を用い、出願人や特許権者が納めた税金によって全額処理している。費用供出者に利用させないのはおかしい。